

平成 25 年 6 月 17 日

日本税理士会連合会  
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟  
会長 青木 久直  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木リビン 401 号  
電話 03-3354-4162

## 緊 急 要 望 書

### 「国税通則法の目的を改正し、納税者権利憲章を早期に成立させること」 を税制改正建議項目に掲げること

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 25 年 6 月 26 日開催の第 1 回理事会におきましては、議決事項として「平成 26 年度・税制改正に関する建議書（案）」が審議される予定と聞き及んでおります。この建議書（案）では、前年度まで「税制改正建議項目」として挙げていた標記の項目（前年度・建議項目 35）が、特に理由もなく建議項目そのものから削除されようとしております。多くの単位税理士会が貴会に提出した平成 26 年度税制改正意見書においても、従来通り納税者の権利利益の保護についての規定の制定を求めているところでもありますので、削除する理由がありません。

今回審議予定の建議書（案）では、「税制改正建議項目」から国税通則法の目的規定の改正及び納税者権利憲章の制定に関する建議が一切削除され、わずかに「今後の税制改正についての基本的考え方」の中に、「平成 23 年度税制改正により、税務調査手続きをはじめ各種手続きに係る国税通則法の改正が行われ、法令解釈通達、事務運営指針、FAQ が公表された。今後の運用等を踏まえて、納税者憲章の制定について検討されることを期待したい。」との記述があるのみです。

しかし、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とする平成 23 年度税制改正法附則第 106 条の趣旨を踏まえると、早期に国税通則法の目的を改正し、あわせて納税者権利憲章を制定するべきです。

また、建議書（案）における「…検討されることを期待したい」などという記述は、税理士の使命に基づく税理士会の義務である建議権の放棄といえましょう。租税法律主義に立脚する我が国唯一の税の専門家の建議としてあるべき姿でしょうか。

従って、「国税通則法の目的を改正し、納税者権利憲章を早期に成立させること」を税制改正建議項目に掲げることが強く要望いたします。